

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書

連 結 業 度	・	・	法人名	( )
---------	---	---	-----	-----

当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 の 計 算	個 別 留 保 所 得 金 額 (別表四の二付表「52の②」)	1	円	所 連 得 結 基 準 額 を 個 別 帰 属 保 除 算 と す る 場 合	個 別 所 得 金 額 仮 計 (別表四の二付表「46の①」)	24	円	
	連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額	2			被 合 併 法 人 等 の 最 終 の 事 業 年 度 等 の 欠 損 金 の 損 金 算 入 額 (別表四の二付表「9」)	25		
	連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 受 取 額	3			外 国 子 会 社 等 から 受 け る 剰 余 金 の 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表八(二)「13」+別表十七(三の四)「17 の計」のうち帰せられる金額)	26		
	前 期 末 配 当 等 の 額 (連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(5))	4			受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額 (別表四の二付表「11」)	27		
	当 期 末 配 当 等 の 額 (連結法人間配当等の額を除く。)	5			受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表八の二「29」)	28		
	連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 が ないものとした場合に法人税の 減 少 額 と し て 帰 せ ら れ る 金 額	6			法 人 税 額 の 還 付 金 等 (過 誤 納 及 び 中 間 納 付 額 に 係 る 還 付 金 を 除 く。) (別表四の二付表「27」+「30」)	29		
	連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 が ないものとした場合に法人税の 負 担 額 と し て 帰 せ ら れ る 金 額	7			新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十(四)「42」のうち帰せられる金額)	30		
	住 民 税 額 の 計 算	別 表 一 の 二 (一)「5」+「7」及 び 「10の外書」のうち帰せられる金額	8			対 外 船 舶 運 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に よ る 収 入 金 額 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十(五)「19」のうち帰せられる金額)	31	
		個 別 所 得 金 額 に 係 る 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	9			対 外 船 舶 運 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に よ る 収 入 金 額 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額 の 益 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十(五)「20」又は「22」のうち帰せられる金額)	32	
	積 立 金 基 準 額 を 連 結 留 保 除 算 と す る 場 合	個 別 欠 損 金 額 に 係 る 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	10			沖 縄 の 認 定 法 人 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十一「9」又は「12」のうち帰せられる金額)	33	
		(8)+(9)-(10)-(別表一の二(一)「11」の うち帰せられる金額)-別表六の二(二) 付表「14」-別表六の二(七)「19」-別表六 の二(八)「19」-別表六の二(九)「19」-別 表六の二(十)「22」-別表六の二(十一) 「20」-別表六の二(十二)「20」-別表六 の二(十三)「19」-別表六の二(十五)の二 「20」-別表六の二(十五の三)「14」	11			国 際 戦 略 総 合 特 別 区 域 に お け る 指 定 特 定 事 業 法 人 の 連 結 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十二「7」のうち帰せられる金額)	34	
		住 民 税 額 (8)又は(11)のいずれか多い金額×20.7%	12			国 際 戦 略 総 合 特 別 区 域 に お け る 指 定 特 定 事 業 法 人 の 連 結 所 得 の 金 額 の 益 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十二「9」のうち帰せられる金額)	35	
		当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 (1)+(4)-(5)+(6)-(7)-(12)	13			認 定 研 究 開 発 事 業 法 人 等 の 連 結 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十三「7」のうち帰せられる金額)	36	
		連 結 親 法 人 の 期 末 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	14			認 定 研 究 開 発 事 業 法 人 等 の 連 結 所 得 の 金 額 の 益 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十三「9」のうち帰せられる金額)	37	
		同 上 の 25% 相 当 額	15			収 用 等 の 場 合 等 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十の二「18」+「31」+「34」+「37」+「40」の うち帰せられる金額)又は別表十の二「43」)	38	
	期 首 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額 (別表五の二(一)付表一「25の①」)-(4)	16			肉 用 牛 の 売 却 に 係 る 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十九「22」のうち帰せられる金額)	39		
	中 増 減	適 格 合 併 等 に よ り 増 加 し た 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額	17			個 別 課 税 済 留 保 金 額 (別表十七(二の二)「35」)	40	
		適 格 分 割 型 分 割 等 に よ り 減 少 し た 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額	18			個 別 課 税 対 象 留 保 金 額 等 (別表十七(二)「40」+別表十七(三)「35」 +別表十七(三の二)「22」)	41	
	期 末 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額 (16)+(17)-(18)	19			連 結 所 得 等 個 別 帰 属 額 (24)+(25)+(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)-(32)+(33)+(34)-(35)+(36)-(37)+(38)+(39)+(40)-(41)	42		
	個 別 帰 属 利 益 積 立 金 差 額 (15)-(19)	20			留 保 金 個 別 帰 属 額 が あ る 連 結 法 人 の 連 結 所 得 等 個 別 帰 属 額 の 合 計 額 (13)の金額がある連結法人の(42)の合計額)	43		
	留 保 金 個 別 帰 属 額 が あ る 連 結 法 人 の 個 別 帰 属 利 益 積 立 金 差 額 の 合 計 額 (13)の金額がある連結法人の(20)の合計額)	21			課 税 連 結 留 保 金 額 の 計 算 に お け る 連 結 所 得 等 の 金 額 (別表三の二「35」)	44		
	課 税 連 結 留 保 金 額 の 計 算 に お け る 積 立 金 基 準 額 (別表三の二「15」)	22			課 税 連 結 留 保 金 額 の 計 算 に お け る 所 得 基 準 額 (別表三の二「36」)	45		
	個 別 積 立 金 基 準 額 (22)×(21)又は(22)のいずれか多い金額	23			個 別 所 得 基 準 額 (45)×(42)又は(44)のいずれか多い金額	46		
連 結 個 別 留 保 税 額 の 計 算				基 準 個 別 留 保 金 額 (13)-(23)、(46)又は0	47			
年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 (47)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$ )のいずれか少ない 金額)	48	円	(48) の 10% 相 当 額	51	円			
年 3,000 万 円 相 当 額 を 超 え 年 1 億 円 相 当 額 以 下 の 金 額 ((47)-(48)又は(1 億 円 × $\frac{1}{12}$ - (48))のいずれか少ない金額)	49		(49) の 15% 相 当 額	52				
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (47)-(48)-(49)	50		(50) の 20% 相 当 額	53				
連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算								
連 結 個 別 留 保 税 額 (51)+(52)+(53)	54	円	連 結 留 保 税 額 (別表三の二「46」)	56	円			
各 連 結 法 人 の 連 結 個 別 留 保 税 額 の 合 計 額 (各 連 結 法 人 の (54) の 合 計 額)	55		連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 (56)× $\frac{(54)}{(55)}$	57				

別表三の二付表 平二十四・一・十以後終了連結事業年度分